

これは、2018年9月28日に東京高裁に提出した弁護団作成の「最終意見書」（正式名は「再審請求理由補充書」）を事務局の責任でまとめたものです。11月29日に検察側より反論書が提出され、それに対する再反論の弁護団意見書を12月末日までに提出する予定です。この再反論を含めた冊子を後日作成予定です。（三鷹事件再審を支援する会・事務局）

三鷹事件弁護団最終意見書・ダイジェスト版 ——三鷹事件再審請求・進行協議における論点

【1】暴走電車の操作手順が竹内さんの無実を証明している！

三鷹事件再審弁護団が、竹内景助さんの無実を主張する論点の一つは、原判決で竹内さんが行ったとされる電車の操作方法と、異なる操作を実行犯が行っていたこと（つまり竹内さんの供述に触れられていない操作で電車を発車させていたこと）、しかも複数の犯人によって操作が行われた可能性が高いことを示していることです。具体的には、①何者かが第2車両のパンタグラフを上げていたこと、②第7車両の前照灯のスイッチを「入」にしたこと、③第7車両の戸閉連動スイッチを定位の「連動」位置ではなく「非連動」位置にしたこと、④第7車両の手ブレーキを緩めて解除したこと、です。

この意見書では、三鷹事件の脱線転覆した7両編成の電車に関して、進行方向前方から第1車両、第2車両、最後尾を第7車両と呼んでいます。

●何者かが2両目のパンタグラフを上げていた

三鷹事件当該電車の先頭から2両目の車両（第2車両）は、事故後に撮影された写真から、①折り畳まれた状態ではなく上昇した状態であったこと、②そのパンタグラフの舟板が下から上方向に変形し摺板体が脱落していたこと、が明らかになっています。

判決では、竹内景助さんが先頭車両（第1車両）で運転操作をした後に第1車両のパンタグラフを上げて、コンプレッサーが音を発したので第1車両を飛び降り逃げ去ったとしています。また、これを補強するものとして、国鉄職員の証言および検証調書において、パンタグラフは折り畳まれた状態で事故現場に侵入し脱線転覆する過程で何らかのものがパンタグラフに当たりその衝撃で鉤が外れて上がったとの判断を示しています。

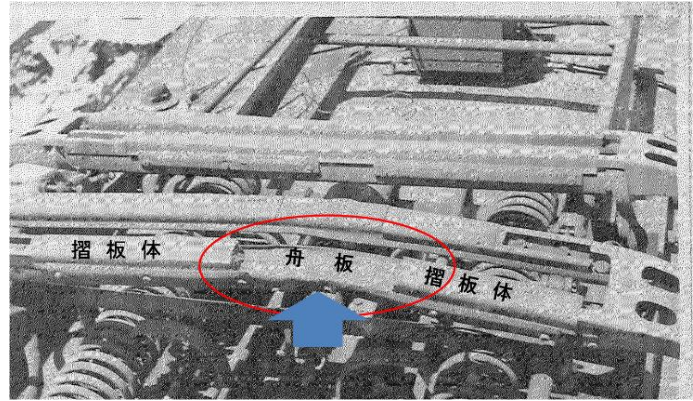
これに対して、弁護団は検証調書の写真から見て、第2車両のパンタグラフは上がっていたこと、それを裏付ける目撃証言があると主張しました。

走行中の電車を目撃した当時の信号係が公判で、「パンタグラフは上がっていて、目の前に架線のセクションがあるのでそれによって大きく2回スパークしたのを憶えている」という供述をしています。さらに、「1個で2回か、2個によるものか」との質問に「2個のパンタでやったように思います」と明確な供述をしています。

第2車両のパンタグラフが上がっていた点については、鉄道工学の第一人者である東京大学名誉教授の曾根悟教授が、検証調書の写真をもとに、第2車両のパンタグラフが上がっていた状態で舟板が変形したと考えるほうが合理的であるという内容の鑑定書をまとめ、弁護団が裁判所に提出し

ました。

曾根教授の鑑定書に対して、検察側は第2車両のパンタグラフが上がっていたというのは不自然であり、あくまで第1車両のパンタグラフのみが上がっていたという主張をしました。その主張内容と誤りは次の通りです。



① 検察側はまず、第2車両のパンタグラフが上がっていたとするならもっと破

損していた可能性が高いと主張しています。しかし、第4車両の上には架線を支持するための電柱や梁（ビーム）が倒れかかっていますが、第2車両、第3車両の屋根に設置された換気装置（ベンチレーター）等は破壊されていません。つまり、第4車両への電柱等の倒壊は第2、第3車両通過後であり、パンタグラフが大きく破損していなかったことは第2車両のパンタグラフが上がっていたかどうかを判断する根拠にはならないということです。

② また、第2車両のパンタグラフ用上げヒモが壁面のフックに引っかけてあったことをもって、パンタグラフを上げたとは考えにくいと検察側は主張しました。しかし、この状態のまま天井からフックまでの途中部分のヒモをひいて手を離せばパンタグラフは上がる構造になっているのです。しかもこの方法でパンタグラフを上げる運転士が多かったことが知られていますし、曾根教授自身も目撃したと証言しています。

③ 以上の二つの主張は事件当時の検察側の見解とも重なっているものですが、検察側はさらに新たな主張を加えています。具体的には、パンタグラフの枠組みに変形がなく舟板が上方と後方に変形していることからすると、折り畳まれた状態で電柱から落下したワイヤー等が衝突した可能性が高いという専門家の意見書を提出したのです。この主張は次の点で過っています。

舟板が支え腕にピンで取り付けられている構造の場合には、折り畳まれた状態で前方から衝撃を受けると舟板が時計方向に回転するため、上方と後方に変形を伴うという点では間違いありませんが、上方よりも後方に大きな力がかかるというのは誰の目にも明らかです。しかし、残された検証写真を見ると、パンタグラフの舟板が後方に比して上方へ大きく変形していることがわかります。

あるいは検察側は、舟板と屋根の隙間に障害物が入って舟板を上方に変形させた可能性もあると主張していますが、折り畳まれた状態では舟板と屋根の隙間はわずか10センチ程度であり、その隙間に障害物が入って舟板だけを変形させるということは考えにくく、パンタグラフが上がった状態での1メートルの隙間に障害物が入って舟板に衝突したことの方が可能性が著しく高いと曾根教授は検察側主張を退けています。

④ さらに検察側は曾根教授の鑑定書に反論するために、舟板の両端からほぼ同時に力が加わっても、上方向への変形が生じる可能性があるかと主張しました。パンタグラフの枠組みを破壊せず舟板だけを上方向に変形させる力を左右同時に加えることは、人為的に行わない限り可能性は限りなく小さいことは自明のことです。また、事故の衝撃でパンタグラフの鉤が外れ上がりつつある場面でも下から上への力がかかれば変形するとも主張しましたが、上がりつつある状態で下から上へ力がかかれば変形するのではなくさらに上に動くだけです。これらの検察側の主張には、科学性・合理性が感じられません。

以上のことから、当該電車の発車の前に、何者かが第2車両においてパンタグラフを上げていた

と言えるのです。

●第7車両の前照灯のスイッチを「入」にしていた

次に、第7車両の前照灯、戸閉連動スイッチ、手ブレーキについて検討します。第7車両とは進行方向に対して最後尾の車両です。

まず、事故後の「検証調書」つまり事故車両を調査した記録によると、第7車両の前照灯のスイッチが「入」になっていたことが明らかになっています。走行中の電車を目撃した人も、最後尾の前照灯が点いていたと証言しています。

この7両編成の電車は、三鷹電車区構内で交番検査を受け17時少し前に運転士Cが三鷹駅方面に移動させ別の運転士Bに引き渡し、Bが第7車両の運転台に乗り反対方向へ1番線まで移動させて留置したものです。前照灯のスイッチは運転台の室内照明と連動していて、前照灯のスイッチを「切」にすると室内照明が点灯し「入」にすると室内照明が消えることとなります。Bが第7車両の運転台を降りる時に、第7車両の前照灯のスイッチがどうであったかが問題となりますが、Bはこの点について明確な証言をしていません。

そこで、弁護団は運転士が通常どのように扱っていたのかを、東京鉄道管理局動力車乗務員執務標準、東京鉄道局運転取扱心得及び同細則、日本国有鉄道関東支社動力車乗務員執務基準規程（電車乗務員編）、運転取扱心得を新証拠として提出し、前照灯のスイッチは「切」の状態にすると決められていたことを明らかにしました。さらにそれを裏付けるものとして、実際に国鉄の仕事に従事したT氏の証言を提出しました。

留置されていた電車の前照灯のスイッチが「切」であったということは、犯人が第1車両の運転台で電車を発進させる操作をする前に、最後尾車両でスイッチを「入」にしなければならなくなります。

竹内景助さんの証言の中にはこの第7車両での操作が一切出てきません。このことは竹内さんが犯人ではないことを示すとともに、犯人が複数いたことを示唆しています。前照灯を点灯させておけば室内灯が消えることは先に触れましたが、操作している犯人にとって暗い室内のほうが都合のいい状態であったろうことは想像に難くありません。

●第7車両の戸閉連動スイッチ、手ブレーキが操作されていた

電車を走行させるために、第7車両で操作していたのは、前照灯のスイッチばかりではありません。この電車の運転台にあった「戸閉連動スイッチ」が操作されていたという事実があります。

電車には、ドアがしっかり閉じないと発車できないという安全装置がついています。戸閉連動スイッチとは「連動」の位置にすることでこの機能を保つことができるという電車の運転にとって重要なスイッチです。異常時の電車の操作のためにドアが開いたままでも発車できる「非連動」という切り替えもできますが、通常の運転で使うことはありませんので、安全確保ため「連動」の位置にしておくことがルールになっています。

当該電車の「検証調書」では第7車両の戸閉連動スイッチが「非連動」になっていたことが記録されています。つまり、犯人が最後尾の第7車両の運転台に乗り込み、戸閉連動スイッチを「非連動」にする操作をしたということです。犯人がこのような変則的な発車方法を取った理由は、おそ

らく電車のアクセルに当たる「ノッチ」を固定してパンタグラフに通電するという独特な発車方法に適していたからだと思います。

さらに犯人は、電車を発進させるために第7車両の手ブレーキを解除する必要がありました。電車のブレーキは圧縮した空気をブレーキ装置に送り込んで制動をかけるという仕組みです。留置してパンタグラフを降ろすと空気を送る装置が止まり自然に空気が抜けてブレーキの効力を失うため、手ブレーキという車輪をロックするための装置がついています。クルマでいう「サイドブレーキ」のようなもので、クルマと同様に、電車を留置する場合には自然発車を防止するために必ず手ブレーキをかけることになっています。実際、この電車を一番線に移動させた運転士は、新聞インタビューに「手ブレーキをかけて降車した」と答えています。



事件車両と同形の手ブレーキ

手ブレーキを緩めることなく発車させれば、60キロ程度だったという電車の速度に達することは不可能です。かつロックされた車輪に摩耗痕が残りますが、「検証調書」では車輪の摩耗痕はなかったと報告されています。第7車両の手ブレーキが緊締されていたことは疑いなく、事件を起こすためには最後尾の車両の手ブレーキを緩め解除する作業を行う必要があったことになります。

三者協議で検察側は、前照灯のスイッチは「入」になっていた、戸閉連動スイッチは「非連動」になっていた、手ブレーキはかけられていなかった、という状態は不自然ではないと主張しました。

これは逆に言うと、犯人が第7車両でこれらの操作を行ったとすると、竹内さんの無罪が明白になってしまうという証左でもあります。

弁護団は、当時の国鉄のさまざまな規定や内規、国鉄OBの証言を新証拠として提出し、国鉄の安全に関わる手順が厳格に定められており、国鉄職員はそれらを遵守していたことを証明し、検察側の主張が現実的ではないことを示しました。

他にも、竹内さんは電車を発車させるために主幹制御器の解錠に場内で拾った針金を使ったと供述していますが、運転士である竹内さんが鍵または鍵に代わる用具を準備することなく、電車を走らせようとするのは考えられません。また、主幹制御器の把手を紙ヒモで縛って固定したと原判決では述べていますが、竹内さんは紙ヒモを使ったと一度も供述しませんでした。単独犯行を強弁しながらも竹内さんが紙ヒモではないとこだわったのは、運転士である体験から紙ヒモでは固定できないと判断したからに違いありません。要するに竹内さんは、どのように犯行を行ったのかを全く知らないのです。

【2】 竹内さんの「単独犯行自白」とは何だったのか？

三鷹事件の判決における事実認定は2つだけです。一つが竹内景助さんの自白であり、当日事件後に竹内さんを見たとするAの目撃証言が自白を補強するものとされています。まず、竹内さんの自白とはどのようなものだったのかを明らかにします。

竹内さんは逮捕されて以降、三鷹事件の関わりについて、当初19日にわたって無実を主張し、その後、単独犯行、共同犯行、単独犯行、無実、単独犯行、無実と7回にわたって供述を変遷させました。しかも、一審の最終的な証言は単独犯行というものでした。

このような供述をした理由について、竹内さんは自身が書いた最高裁への上告趣意書や文藝春秋

に投稿した「おいしいものから食べなさい」で詳細に述べています。

警察・検察の取調べについて、竹内さんは武蔵野署に連行された直後に警部からいきなり、「やい、この野郎、あんなでかい事故を起こしやがって、ひどい奴だ、もう駄目だぞ、観念して謝れ、神妙に白状して詫びろ」と怒鳴りつけられたことから始まり、検察官らによる過酷な取調べ、あるいは甘言を用いた説得を、連日・連夜、長時間にわたって受け続けました。

竹内さんがそのような厳しい取調べにもかかわらず、19日もの間、事件との関わりを否認し続けたのは、それが事実だからに他なりません。

しかし、逮捕からしばらくして複数の被疑者が犯行を認める供述をし、竹内さんは、自分が否認をしても、既になされている他の被疑者の自白によって自身も有罪にされてしまうと絶望感に苛まれました。また、自白に至るまでの間に竹内さんは、外の被疑者とは別に府中刑務所に移送された後、裸にされて囚人服を着せられ、編み笠を被せられて暗い廊下を歩かされ、恐怖を感じたということもありました。

そして、事件とは関係ないのに逮捕された共産党員らを救うために、あるいは逮捕された共産党員らと共に共犯ということで事件を起こしたことになる、死刑にされる恐れがあると感じて、三鷹事件は自分の単独犯行であると「自白」したのです。

ただし、実行行為の具体的な方法については、事故直後に報道された読売新聞や毎日新聞の内容に即したものであり、竹内さんの実行犯としての「秘密の暴露」に該当しないことは言うまでもありません。

さらに、このように単独犯行自白をした後、竹内さんは弁護士から、その単独犯行自白を維持するよう奨励されました。竹内さんの弁護士は、竹内さんが単独犯行自白をした際にそれをメディアに公表するようなこともしており、竹内さんの利益を考えず他の共同被告人の利益の確保にばかりにとらわれていたと言わざるをえません。

先にも述べたように、第一審で竹内さんは繰り返し供述を変遷させますが、最後に無実の主張を取り下げ単独犯行の主張に戻ります。その前段に他の被告人とともに死刑を求刑されたということがありました。竹内さんの単独犯行の供述には、共同正犯ということで死刑判決を下されることを恐れ、三鷹事件は単独犯行であり、しかも通行人を殺傷するとは考えていなかったということによって、死刑判決だけは免れたいという願いが込められていたと理解されます。また、弁護士が竹内さんをそのような心情へと誘導するような助言をしていたことも明らかにしました。

竹内さんが単独犯として無期懲役の判決を受けたあとの第二審に際して、無罪を主張するか迷っていた竹内さんは弁護士正木ひろし弁護士から、「きみは公判で自白して有罪になったのだからね、あれを覆すのは至難のわざだよ」「そんなに迷わずに一審判決を守ってやりたまえ」と言われ、今野義礼弁護士からは「判決事実が変わることは先ずないですから心配いりません。いましばらくの辛抱ですから頼みますよ。なに十年か十二年も勤めれば出られると思いますよ」という見解を示されました。このことは新証拠として提出した正木弁護士から竹内さんに送られたハガキにも明記されています。

弁護士の中でも著名な正木弁護士と元裁判官であった今野弁護士からそのように言われて、第二審で無罪を主張することを断念するに至った竹内さんに対して、東京高裁は証拠調べもなしに一審判決を破棄していきなり死刑判決を下しました。竹内さんの嘆き、弁護士への絶望感がいかに深かったかは想像に余りあります。

竹内さんが書き残したこれらの事実からしても、竹内さんの単独犯行という自白がいかに信用性

のないものかは明白です。

【3】 Aの目撃証言の信用性

すでに述べたように、第一審判決および確定判決は、事件当夜に竹内さんを見たという三鷹電車区の後輩Aの証言を有罪認定の根拠の1つとしており、この証言は竹内さんの自白を補強するという関係にあります。

●Aの目撃した環境は劣悪で過った識別をした可能性が高い

まず、A証言は、犯行後の比較的近い時間帯に、三鷹電車区構内の正門近くを歩いている竹内さんを見たという供述でしかありません。その場所は竹内さんの自宅近くであって、竹内さんが犯人ではなくてもその時間帯にその道路を歩いていたとして何ら不自然なことはないところです。竹内さんが犯行を実行する場面を目撃したとか、竹内さんが当該の電車の車両から降りてくるところを目撃したというような竹内さんの犯行と直接関連する供述とは異なり、単なる状況証拠の一つに過ぎないものです。にもかかわらず、A証言は判決において竹内さんの自白以外の唯一の証拠とされてしまいました。

しかし、Aが竹内さんを見たというのは午後9時頃(当時はサマータイムでしたの現在の8時頃)のことでした。照明設備も不十分だった時代のことで、証言そのものの信用性が強く疑われてきました。弁護人らは、このA証言の信用性を検討するために、日本大学文理学部教授の巖島行雄氏に鑑定を依頼し、その鑑定書を証拠提出しました。この鑑定書では、事件当夜に竹内さんを見たとのA証言に信用性が全くないことがはっきりと示されています。

Aの目撃証言についてももう一度振り返ります。

Aは、事件当日である1949年7月15日、電車に乗って午後9時過ぎに三鷹駅に着いた後、電車から降りずにそのまま三鷹電車区まで乗って行き、電車を降りた後、修繕場・風呂場を通って正門のところきたときに、その正門前の道を武蔵境の方から自宅に行く竹内さんを見た、と証言しています。

その時のAの目撃環境は、電車区が停電の最中であり独自の照明がなければ真っ暗といえる状態であり、正門のそばにあった街灯も点いていたという証拠はありません。目撃したという時刻にはまだ月が出ていない状態であり月明かりのなかったことを天文台の記録として新証拠として提出しています。

さらに、Aと被目撃者との距離は5メートルくらいで、被目撃者と正面から向かい合ったわけではなく、前の道を右から左に歩いていく対象を横から見たものでした。証言によれば、Aは被目撃者を見た際「オス」と言っておじぎをしたところ、被目撃者は、頭をちょっと下げた気がするがその点についてよく記憶があるわけではなく、そのまま真っすぐに歩いて行ったとのことであり、どんなに長く見ても数秒間の出来事だと推察されます。

この点について、巖島教授は認知心理学の専門家としての知見に基づき、Aの目撃の条件が、「従来の科学研究」に照らして「誤った識別を誘発するような条件」であって「劣悪」であったと言い、具体的に以下の各点を上げています。



巖島行雄他著『目撃証言の心理学』

- ① 人物を正確に識別できるに足る十分な照明がない
- ② 被目撃者に注がれる光は、その光源の位置から判断して被目撃者の背後を照らすかゆえに、顔は陰の部分となって顔の認識が極めて困難である
- ③ 目撃の時間が極めて短く、十分な顔の知覚が困難である
- ④ 横顔だけの目撃であり、正確な顔の認識が困難である
- ⑤ 暗所での色彩知覚は難しく、衣服の色等は不正確になりがちである

Aの目撃環境は、科学的に見ると5点もの「誤った識別を誘発するような条件」が重なっており、加えて巖島教授は、Aが自身の目撃した人物につき竹内さんであると断じている点に関して、記憶の確信度は記憶の正確さとは無関係であると証言しています。以上から、竹内さんを見たというAの供述を信用することはできないことは明らかだという主旨の鑑定書を提出しました。

● 巖島教授が実験によって証明

巖島教授は、当時のAと同様の環境で目撃した場合に目撃対象を正しく選択する者はどれくらいいるのかを調べ、かつ、その正しい選択がはたして本当に正確な知覚に基づくものであるのかについても調べるために実験を行いました。

【第1実験】

当時と同じ状況のもと、34名の実験者に目撃してもらい、既知の者と想定される人物14名の写真を貼った写真帳の中にいるか、と問う実験です。被目撃者は、未知の者で写真帳には掲載されておらず、「写真帳に入っているかもしれないし、いないかもしれない」と伝えていました。結果は、14名（約41%）の者が、写真帳から特定の者を選び、その者を目撃したとの誤った回答をしました。即ち、未知の人物を目撃したにもかかわらず、「既知の人物を見た」と誤認する者が有意に存在したということです。

【第2実験】

同じ状況で、40名の実験者に目撃してもらい、既知の者と未知の者と想定される人物7名ずつ、14名の写真を貼った写真帳の中にいるか、と問う実験です。被目撃者は未知の者で、今度は写真帳に掲載されているという内容です。結果は、正答した者が7名、17.5%という低い数字となりました。

しかも、正答した者を含む39名の目撃者が「よく見えなかった」と答え、顔の輪郭などの曖昧な手がかりで推測に頼って識別したと回答しました。

以上のことから、もともとAの目撃環境は正確な識別を到底期待できない環境だったのであり、Aの目撃環境が劣悪であったとする巖島教授の鑑定がこの実験によって裏付けられました。

一般的に、親しい関係にある場合の識別供述は信用できると言われていますが、竹内さんとAは、三鷹駅電車区で働いていた多数の鉄道員の1人というだけであり、仕事上の関係はありません。竹内さんは、一度も口をきいたことがないと述べています。Aも会えば挨拶を交わす程度の間柄であったことを証言しています。つまり、既知の程度は非常に希薄であったということです。しかも、実際の目撃証言の内容も曖昧な情報から竹内さんと判断するものになっています。

また、Aがなぜ事件の比較的初期の段階から、竹内さんを目撃したという誤った供述をしたのかについて、巖島教授は、「もしかしたら事件と関わるような重要な人物を目撃したかもしれないという強いストレスを経験していたであろう。そして自らその人物を思い出そうとしたはずである。…そういう環境において無意識的転移が働き、たまたま竹内の名前が彼の心を支配したという可能性が十分に考えられるのである。そしてその人物が目撃した人物として誤って記憶されてしまったのであろう」と述べています。無意識的転移とは、「例えば犯人を目撃したと目撃者が考えているが、実はその目撃した人物を、その場所、その時間に見た人ではなく、他の場所、他の時間（他の日）で見たにもかかわらず、その現場で目撃したと記憶してしまう現象である。」と説明しています。

以上のとおり、Aの初期供述によれば、Aが竹内さんを識別した根拠は顔の輪郭といった曖昧な内容であって、実験の結果を踏まえると、多くの目撃者は、このような曖昧な手がかりから人物を特定して間違えるのであって、竹内さんを目撃したというAの初期供述を信用することはできないということです。

【4】 新たなアリバイ主張を提出

弁護団は、2011年の再審請求書において、犯行のあったとされる午後9時頃の時間帯に竹内景助さんは三鷹電車区内の共同浴場で入浴していたとし、竹内さん本人による再審理由補足書、同僚や上司の供述書を提出し、アリバイを主張しました。その前提は、それぞれの供述書で述べられた停電の時刻がアリバイを立証しているという推論に基づいていました。

そして、2013年に開示された証拠によって、停電の経過と正確な時刻が判明し、さらに開示された竹内景助さんや妻政さんの初期供述に照らし合わせ、事故時には自宅におり、その後浴場に行って同僚らと会話を交わしたという時間的な経過をたどったことを明らかにしました。そこで最終意見書では、事故時に風呂にいたとする従前の主張を取り下げ、新たに事故時には自宅にいたとする主張を行っています。

開示された証拠である停電図解によれば、まず事故の発生によって、その直後に生じた最初の停電は午後9時23分であり、17秒の停電、(10秒の通電)、9秒の停電という2回の停電が断続的に発生しました。次に、午後9時58分から10時5分まで、再度、約7分間の停電が発生しました。これは、復旧作業の安全のため、変電区において遮断したものであり、上記の事故直後の停電から約35分後に発生していることとなります。

そして、竹内さんが逮捕された8月1日から単独犯行を供述する8月20日前までの竹内さんと政さんの供述はほぼ一貫して次のようなものです。

- ・外出から帰宅したのが午後6時30分頃ないし7時頃であること。
- ・それから自宅で夕食を終えたのが午後7時ころであったこと。
- ・夕食後は自宅で新聞や小説(時代松)等を読んで過ごしていたこと。
- ・突然、数秒間の短い停電が2度位繰り返し生じたこと。
- ・この停電の後、布団を敷いて子供達を先に寝かせることにし、自分は電車区の共同浴場に出かけたこと。
- ・その途中にある電車事務室の掲示板の辺りで2度目の停電が生じたこと。



裁判で証言する竹内政さん

・暗い中を浴場に入って入浴していたところ、停電が復旧したこと。

竹内さんのアリバイをめぐる供述はその後変遷を繰り返しましたが、事実は、初期供述のとおりで、竹内さんは事故発生当時には自宅にいたということです。

以上のとおり、停電図解、8月1日の竹内景助さんと竹内政さんの初期供述を基に、他の関係証拠を検討すると、竹内さんは、本件発生時に竹内政さんと一緒に自宅にいて、本を読んでいた事実が認められ、竹内さんにアリバイが成立することは明らかなことです。

【5】戦後史の中の三鷹事件

●三鷹事件前後に存在した事実

次のような三鷹事件の発生前後に生じた客観的な事実からも、竹内さんが三鷹事件の真犯人ではありえないことが良く分かります。

三鷹町警察署に勤務していたある巡査部長は、第一審公判で、当日の午後8時半、都本部の警備課から、「今夜三鷹電車区で重大な事故が起きる」という電話があったことを告げられたと証言し、三鷹駅前派出所の別の巡査も公判において、当日の8時45分頃にその巡査部長からその旨の連絡を受けたことを証言しています。

その連絡から間もない9時23分に三鷹駅で重大な事故が発生した事実と、確定判決が認定するように竹内さんが突然に思い立って電車を暴走させたということとは、相いれないのは明らかです。

三鷹事件は、1949年7月15日に発生しましたが、10日前に起きた下山国鉄総裁の死亡事件、約1ヵ月後の8月17日に国鉄東北本線で発生した松川事件とともに、米軍の占領下における国鉄三大謀略事件の一つとされています。

三鷹事件発生の翌々日の新聞に吉田首相が「不安をあおる共産党／虚偽とテロが戦法」（読売7月17日）などといった談話を発表し、7月20日には「捜査首脳に聞く／多人数の計画犯行 下山事件と関連ある印象」（朝日7月20日）との記事が出ています。その後、国鉄3大事件をテコにしたかのように占領政策の転換、大量の人員整理、レッドパージが行われたことは歴史的な事実です。

三鷹事件を竹内さんが単独で起こしたなどということは、そうした歴史的な事実経過に鑑みても、全く実態にそぐわない架空のことであることが、理解されるはずで

●明らかにされていない事実が多い

三鷹事件については、捜査が中途半端なまま終わり、実態解明につながらず、そのことが竹内景助さんの誤判を招いてしまったことにも注目すべきである。

その事実についての手がかりは、本再審請求書と合わせて提出したいいずれも三鷹事件についての新聞報道ですが、「飛び降りた男を目撃／制動ハンドル発見 付近の畑で 事件に関係か」（朝日7月19日）という報道、さらに「関係がある 畑のハンドル／車内に人がいた 三鷹署へ匿名の投書」（東京日日7月19日）、「合図所横に怪人物 四人の目撃者」（読売7月20日）、「犯人は四、五名か ヒモで無人操縦／コントローラーの鍵発見」（毎日7月22日）と報じ、「運転者目星つく “五つの指紋” から解決か 新容疑者近く逮捕」（朝日7月23日）「怪電話の主を確認」（朝日7

月23日)と報じています。

それらの報道内容は、いずれも捜査機関の発表やそれなりの裏付けを基になされているはずですが、ところが、その報道された重要な事実についての実態解明がいずれも立ち消えになっており、そのことが真犯人を特定して検挙するに至らず、竹内景助さんに最終的に死刑判決をもたらしたことを銘記すべきです。

そもそも竹内景助さんが前日まで勤めていた三鷹駅構内で電車を暴走させる真犯人でないことは、その性格や人柄それに事件前の日常生活について正確に理解すれば良く分かるはずですが、それに関しては再審請求人の陳述書にも書かれている通りですが、陳述書に添付された竹内景助さん本人が妻や子供たちに書き送った書面を集めた『春を待ついのち』などを読めば、竹内さんの家族への深い思いに、だれもが感動させられます。

しかも、竹内さんは三鷹事件の起きた7月15日に、それまで勤めていた国鉄から整理通告を受けたが、外にも多くの労働者がその対象になったことから、やむを得ないと考えて、すんなりと受け入れていました。ところが、その際、退職金の計算が多少間違っていたことに気づいてそれを申し入れ、翌日、その差額を受け取り、早速、就職先を探そうと考えていたのです。それというもの、10歳年上の妻と乳飲み子を含めて5人の幼子を養うために、たとえ僅かな金額でも確保する必要があったからです。

しかも、竹内さんは再就職先が決まるまで休んでいる訳にはいかず、少しでも家族の生活費を稼がなければならぬことから、すぐに納豆とキャンデーを売る仕事を毎日繰り返し、7月22日には東京都の消防庁の試験を受け、受験者75名中、上から3番目で見事に合格しています。竹内さんの前向きな生活態度が良く分かります。

●一日も早い決定を！

三鷹事件については、新聞やテレビなどでこれまで何度も大きく取り上げられたが、主な書籍だけでも、小松良郎『三鷹事件』、清水豊『三鷹事件 冤罪の構造を書き遺す』、片島紀男『三鷹事件 1949年夏に何が起きたのか』、落合雄三『三鷹事件研究報告』、高見澤昭治『無実の死刑囚 三鷹事件 竹内景助』、『三鷹事件関係資料集』<DVD版>、梁田政方『三鷹事件の真実にせまる』などがあります。

なお、竹内さんの無実を一貫して信じていた三鷹事件の弁護団長であった布施辰治弁護士は、最高裁の判決が出る前に、残念ながら亡くなられてしまった。その孫で、日本評論社で長年にわたり「法律時報」などの法律関係の編集者を勤め、同社の社長・会長職にあった大石進は、自著『弁護士 布施辰治』の中で「最後の大舞台三鷹事件」という章において、竹内さんと布施弁護士の書簡のやり取りなどを詳しく紹介し、最後に「獄中に憤死した竹内の冥福のために、また竹内に心を遺して逝った布施のためにも、事実が明らかになることを願っている」と締めくくっています。

三鷹事件は社会的にも歴史的にも重要な事件です。再審請求人である竹内景助さんのご長男もすでに高齢となり、7年間20数回の進行協議を重ねてきたことを踏まえ、一日も早い再審開始決定を下すよう求めるものです。